

仕事と家庭の両立支援制度を利用している職員からのメッセージ ～ワーク・ライフ・バランス～



年金審査課 鶴岡 千恵

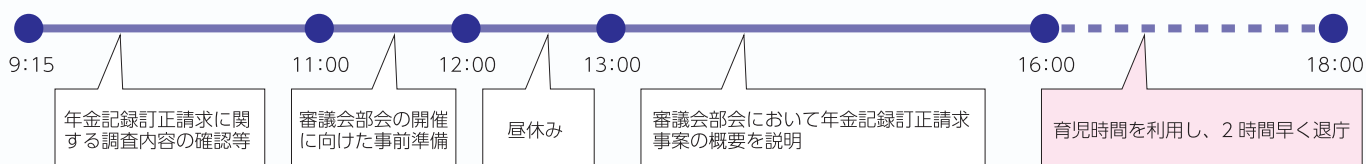
仕事と育児を両立しています！

私は、年金審査課で年金記録訂正請求事案に関する調査事務に携わっています。産前・産後休暇と育児休業を取得し、現在は6歳と2歳になる子供の育児のため、一日の勤務時間のうち2時間までを勤務しない事とできる「育児時間」制度を利用しています。

育児休業から職場復帰した後も、職場の方々には、育児時間を利用して通常の勤務時間より早く退庁することや、子供の急病による休暇申請などでご迷惑をかけることもありますが、私の退庁時間になると声を掛けていただき、また、子供の急病時には体調を心配する言葉をいただくなど、職場の方々の温かいご理解とご配慮に支えられながら、仕事と育児の両立に励んでおります。

近畿厚生局は、育児休業や育児時間以外にも、仕事と育児の両立をサポートしてもらえる体制が整っており、育児支援制度を利用している職員に対して理解ある職場ですので、ぜひ希望を持って訪れてください。

一日の主な業務スケジュール



《主な両立支援制度》

出産する場合
産前産後休暇
(産前6週間、産後8週間)

3歳未満の子どもを養育する場合
育児休業

小学校就学前の子どもを養育する場合
育児短時間勤務・育児時間

男性職員が妻の産前産後期間中に、当該出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合
育児参加のための休暇 5日

男性職員が妻の出産に伴う入退院の付き添い等を行う場合
配偶者の出産休暇 2日

小学校就学前の子どもを看護する場合
子の看護のための休暇 年5日まで
(対象となる子が2人以上の場合は年10日)

配偶者、父母、子、配偶者の父母等を介護する場合
介護休暇
(6か月の期間内で必要と認められる期間)

《ワークライフバランス実現に向けたその他の取り組み》

- 平成28年4月から**フレックスタイム**制の対象が拡大されました。全ての職員が勤務時間を柔軟に変更することができるようになり、職員の希望に応じた勤務を行いやすい環境が整備されました。
- 毎週水曜日の定時退庁日には、局長による定時退庁の呼びかけが行われ、超過勤務の縮減に努めています。
- 7月から8月にかけて、※「ゆう活」に取り組んでいます。



※「ゆう活」とは働き方改革の一環として、夏の時期に朝方勤務などを推進し、夕方早くに職場を出るといった生活スタイルに変えていくものです。



<局長による定時退庁の呼びかけ>